

外国人財受入れのご案内



プロスタッフ株式会社は
 アジアの優秀な人材のご紹介と特定技能外国人の登録支援機関事業を行っています。
 若い活力ある外国人で人材不足を解決してはいかがでしょうか。

一般的な在留資格と業務内容・雇用形態・期間

在留資格	業務内容	雇用形態	在留期間	在留資格には 27 種類の資格があります
技術・人文 知識・国際業務	技術者・システムエンジニア・営業、経 理事務職・語学教師、通訳、翻訳等	正社員	最大5年 ※更新可能	
留学	外国人留学生	アルバイト	最大3年 ※最大5年可能	
特定活動	EPA 協定に基づく看護師、介護福祉 士候補生・インターンシップ等	正社員	最大4年	
技能実習	身体介護及びその他支援業務	実習生	最大3年 ※最大5年可能	
特定技能 1号・2号	14業種の特定産業分野支援業務	正社員	通算5年	

1. 介護業
2. ビルクリーニング業
3. 素形材産業
4. 産業機械製造業
5. 電気・電子情報関連産業
6. 建設業
7. 造船・船用工業
8. 自動車整備業
9. 航空業
10. 宿泊業
11. 農業
12. 漁業
13. 飲食料品製造業
14. 外食

平成 31 年 4 月より在留資格が新設

特定技能労働者制度の概要

新たな外国人材の受入れのための在留資格「特定技能」は、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる制度です。新たな在留資格「特定技能」は、平成31年4月1日に施行されました。

海外の外国人雇用までのおおまかな流れ (特定技能1号)

1. 特定技能で雇用できる海外にいる外国人を探します。

職業紹介会社に委託できます
(プロスタッフ)

2. 面接などを実施、採用が内定したら、「特定技能雇用契約」を結びます。

3. 「特定技能1号外国人支援計画」を策定します。

登録支援機関に委託できます
(プロスタッフ)

4. 出入国管理庁へ、採用する外国人の「特定技能」の在留資格を申請します。

5. 外国人が日本に入国後、支援計画に基づいて支援を実施します。

6. 雇用開始になります。

7. 業界の協議会の構成員になります。

人材不足を解消し活気ある職場

★特定技能1号に該当する外国人材をご紹介いたします★

国内在留

留学生など

技能試験および
日本語試験に合格

特定技能
1号

技能実習2号を優良
に修了した外国人

技能試験および日本語
試験は免除
(ただし、同じ職種)

海外来日

技能実習2号を優良
に修了した外国人

技能試験および日本語
試験は免除
(ただし、同じ職種)

特定技能
1号

新たに入国予定
の外国人

技能試験および
日本語試験に合格

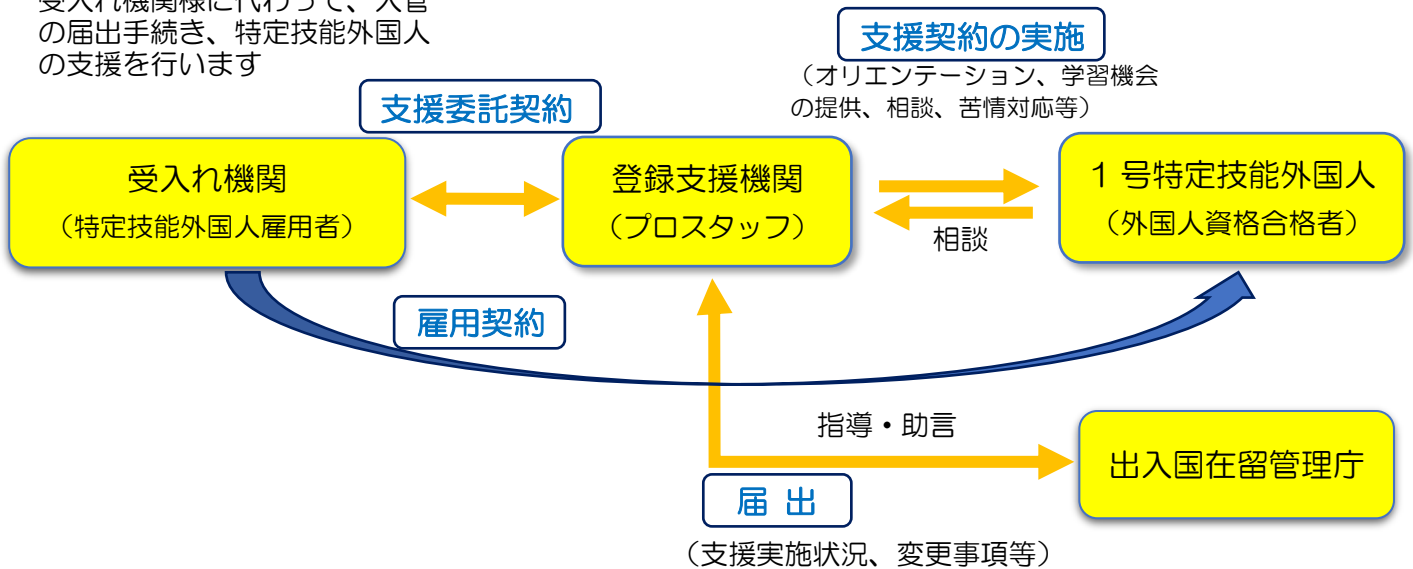
受入れ機関
様にご紹介

外国人の出入国管理庁への各種届出及び支援を「登録支援機関」に委託することが可能です

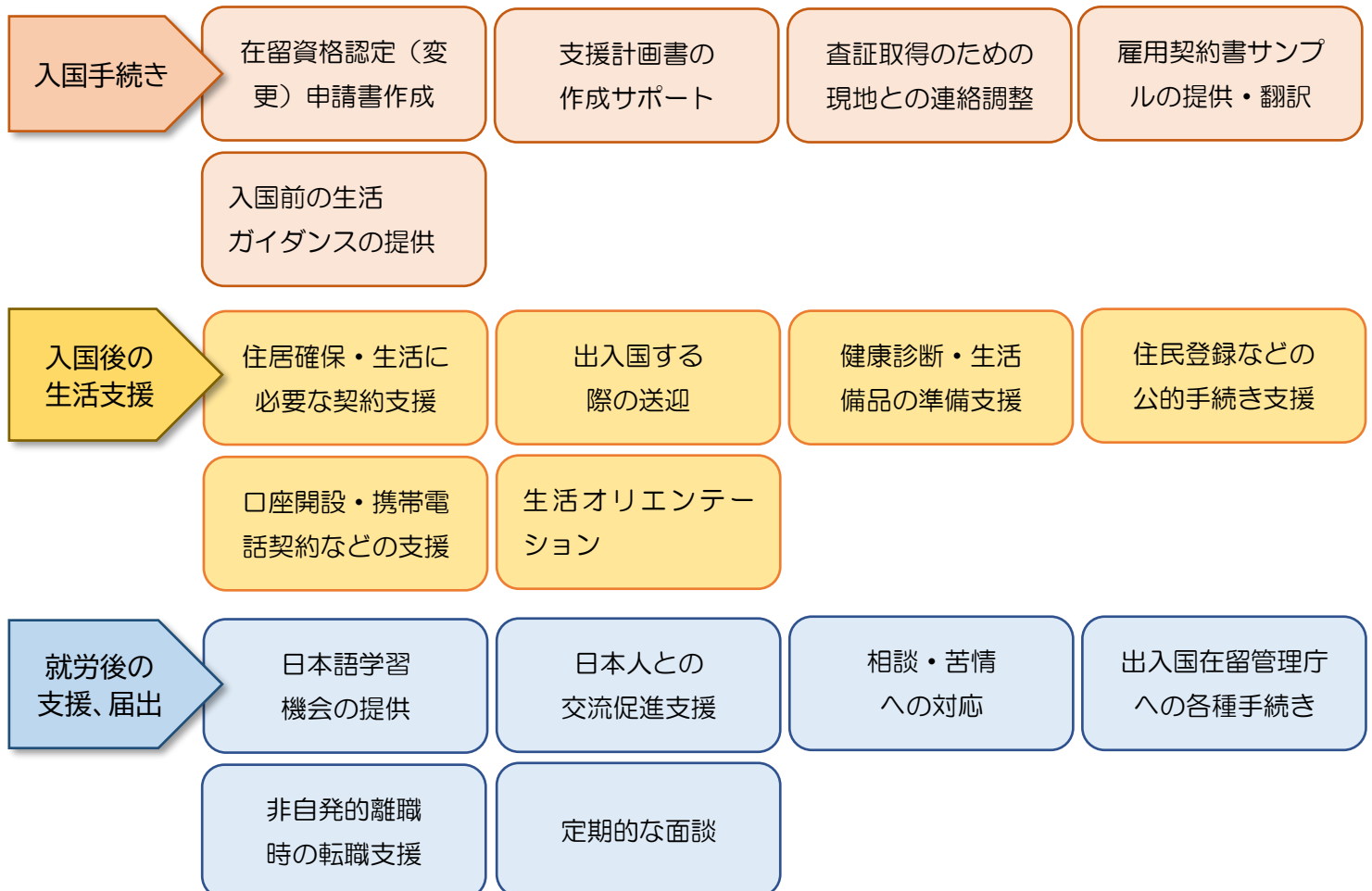
登録支援機関とは、特定技能所属機関「特定技能外国人を雇用する会社（受入れ機関）」に委託されて特定技能外国人の支援計画の作成・実施等を行う機関です。プロスタッフは、いち早く登録申請を行いました。

★登録支援機関の役割★

受入れ機関様に代わって、入管の届出手続き、特定技能外国人の支援を行います



★登録支援機関（プロスタッフ）の支援内容★



Q&A（よくあるご質問）

Q1：受入れ機関が実施しなければならない支援とは？

⇒受入れ機関は入管法に基づき作成され、法務省令に定める基準に適合する支援計画に従い、特定技能1号外国人に対し支援を実施しなければなりません。（一切の支援を「登録支援機関」に依頼することもできます）

Q2：支援に要する費用について、受入れ機関が負担しなければならない範囲とは？

⇒受入れ機関の基準として、特定技能1号外国人支援にかかる費用について、直接又は間接に当該外国人に負担させないこととされています。法務省令に規定されている各支援事項については、特定技能1号外国人支援計画に盛り込まなければいけない義務的な支援であり、これらの支援を実施するに当たり要した費用については受入れ機関が負担することとなります。

Q3：住居の確保の支援について、保証人になること以外にどのような支援を行えばよい？

⇒外国人のための適切な住居の確保に係る支援として、当該外国人が希望する物件情報の提供や不動産仲介事業者の紹介を行うほか、必要に応じて当該外国人に同行し、住居探しの補助も行います。

Q4：特定技能1号外国人へ履行しなければならない各種行政手続とは何ですか？

⇒以下のものがあります。

- ① 受入れ機関等に関する届出
- ② 住居地に関する届出
- ③ 国民健康保険・国民年金に関する手続
- ④ 納税に関する手続（帰国後の納税）などになります。

Q5：外国人が技能試験及び日本語試験に合格する前に当該外国人に対して内定を出すことは可能？

⇒技能試験及び日本語試験に合格した後に、受入れ機関との間で雇用に関する契約が締結されることが一般的であるかと思いますが、試験の合格前に内定を出すことは法律上禁止されていません。

Q6：外国人支援計画について具体的には？

⇒具体的には、以下のような支援を盛り込みます。

- ① 入国前の生活ガイダンスの提供
- ② 外国人の住宅の確保
- ③ 在留中の生活オリエンテーションの実施
- ④ 生活のための日本語習得の支援
- ⑤ 外国人からの相談・苦情への対応
- ⑥ 各種行政手続についての情報提供
- ⑦ 非自発的離職時の転職支援


Q7：特定技能雇用契約についてどんなことに注意が必要ですか？

⇒日本の公私の機関と締結する雇用契約を、入管法では「特定技能雇用契約」と呼びます。

この雇用契約には、以下の事項が記載されていなければなりません。

- ① 外国人が行う特定技能活動の内容及びこれに対する報酬その他の雇用関係に関する事項
- ② 雇用契約の期間が満了した外国人の出国を確保するための措置その他当該外国人の適正な在留に資するために必要な事項
- ③ 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について差別的取扱いをしてはならないことについての事項

☆お問合せ：0120-596-106 受付時間 8：30-18：00 お気軽にお問合せください。

 プロスタッフ株式会社

登録支援機関事業（出入国在留管理庁 登録中）

労働者派遣事業(派) 08-300146 有料職業紹介事業 08-ユ-300082

所在地 〒306-0404 茨城県猿島郡境町長井戸 736-2

TEL 0280-81-3344(代) FAX 0280-81-1533

E-mail jinzai@pro-staff.ne.jp

URL : <http://www.pro-staff.ne.jp>